

排泥ポンプ 2 号更新工事特記仕様書

1 起工理由

本工事は、排泥ポンプ 2 号から漏水が発生しており、現状のまま使用していると排泥工程に支障をきたす恐れがあるため、ポンプの更新を行うものである。

2 工事番号

浄満施 8 第 1 号

3 工事場所

新潟市秋葉区満願寺浄水場 構内

4 工事期間

契約日から 令和 9 年 3 月 1 2 日まで

5 工事範囲

(1) 既設機器撤去・更新 1 式

ア 排泥ポンプ撤去・更新

(電源ケーブル 10 m、 SUS 製吊りチェーン 8 mを含む)

イ 着脱装置撤去・更新

(ガイドホルダ、ガイドパイプ、フランジパッキンを含む)

ウ 着脱装置用架台製作・据付

(コンクリート打設、モルタル仕上げ含む。架台は SUS 製とする)

架台は機器の静荷重、運転荷重及び振動に対し、十分な強度、構造であること。

エ 電気工事

(ア)排泥ポンプから中継端子盤間の電源ケーブル離線及び結線作業等。

(イ)今回更新する機器の電動機仕様に適合するよう、電磁開閉器を交換すること。

オ 配管工事

着脱装置用架台設置により吐出管と干渉するため、フランジ部から 1 m離れた箇所で吐出管を切断。適切な長さに調整し、継手等を使用し再接続を行う。

(2) 試運転調整 1 式

ポンプと着脱装置の着脱箇所についても漏水が生じないように、調整を実施すること。

(3) 仮設工事 1 式

ア 排泥槽の排水作業

仮設水中ポンプを設置し、排泥槽内の残水排水を行う。(汚泥は含まない)

イ 2 号排泥ポンプ施工時における仮設配管の設置・撤去

仮設配管を設置し、排泥池の溜水を濃縮槽に排水作業を行う。(汚泥は含まない)

(サクシオンホース 150A×4m、2 号上澄水ポンプ吐出管～排泥ポンプ 2 次側)

仮設復旧時にフランジパッキン(EPDM 製)を交換すること。

(4) その他 1 式

6 対象機器および仕様

(1) ポンプ仕様

	既設排泥ポンプ	更新排泥ポンプ
製造者名	新明和工業(株)	-
型式	CN-150B P150B	-
製造番号	1076-921	-
製造年	2008 年	-
吐出口径	150A	
使用流体	汚水	
吐出量	2.5m ³ /min	既設同等以上
全揚程	13.5m	既設同等以上
出力	11.0kW	既設同等以上
羽根車材質	FC200	既設同等以上
羽根車番号	10	-
電圧	200V 3Φ	
周波数	50Hz	
極数	4P	-
ポンプ重量	240kg	-

※工事対象でない排泥ポンプ 1 号との 2 台並列運転が可能であること
排泥ポンプ 1 号（型式：CN-150B P150B）

付属品

電源ケーブル（10 m）、吊りチェーン（SUS304 製 8m）、ガイドホルダ（SUS304 製）、
ガイドパイプ（SUS304TP Sch20S 製）、着脱装置

(2) 塗装仕様

機器	ポンプ、着脱装置
塗料	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)※
標準膜厚	320 μm(ジンクリッチプライマ含む)※
塗装色	マンセル N-1.0

※日本水道協会「水道工事標準仕様書」の水中部用塗装仕様に準ずる。

(3) 既設電磁開閉器仕様

製造者名	富士電機機器制御株式会社
電磁接触器	SC-2SN
サーマルリレー	TR-3N
制定電流値	34～50A
現行設定値	47A

(4) ボルト・ナット・座金仕様

ボルト・ナット・座金は全て SUS304 製とし、異種金属接続箇所は絶縁ボルト等を使用すること。

(5) フランジパッキン仕様

吐出管と着脱装置間のフランジパッキンは JIS 10K 150A EPDM 製とする。

7 一般事項

(1) 適用

本工事は、下記の○印欄の仕様書による。

共通仕様書	① 浄配水場施設工事一般仕様書 (新潟市水道局 HP 掲載)
特記仕様書 (対象工事のみ適用)	① 本特記仕様書 2 建設副産物に関する特記仕様書 ③ 工事実績データ（契約データ）作成、登録に関する特記仕様書 ④ 下請契約に関する特記仕様書（市内企業活用促進について） ⑤ 調査・試験に対する協力に関する特記仕様書 6 埋め戻し改良土特記仕様書 ⑦ 現場代理人の常駐義務に関する特記仕様書 8 現場環境改善に関する特記仕様書 9 「週休 2 日適用工事（水道局発注土木工事）」（令和 7 年 12 月） 特記仕様書 10 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書 11 契約不適合責任期間に係る特記仕様書 12 電子納品に関する特記仕様書 ⑬ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について特記仕様書 14 「週休 2 日適用工事（営繕工事）」（令和 7 年 4 月改正）特記仕様書 ※ 上記 3～9、11～13 の特記仕様書については、新潟市水道局 HP 掲載

(2) 提出書類

監督員の指示によるものとする。

8 施工条件について

下記項目、事項は工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した場合は、監督員と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

	明示項目	明示事項	制約条件等
1	公害対策関係	騒音、振動対策	低騒音型建設機械の使用
2	排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械の使用	「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

9 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について

(1) 対象工事は、請負金額（税込）が 100 万円以上の工事とする。

(2) 再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、上記計画書（実施書）の提出が必要である。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 18 条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

(4) 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営するコブリス・プラスを利用し作成すること。

ホームページアドレスは次のとおり。<https://fkplus.jacic.or.jp>

10 アスベスト含有建設資材に関する事項

(1) 本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

(2) 石綿障害予防規則第 3 条に基づき、工事着手前に目視および貸与する図書類にて事前調査を実施すること。

- (3) 上記事前調査により、本工事の設計図書に記載のない既存建材にアスベストの含有が疑われる場合には監督員と十分な協議のうえ対応とする。
- (4) 大気汚染防止法第 18 条 15 第 6 項に基づき、対象となる工事はアスベスト含有建設資材の調査結果報告を石綿事前調査結果報告システムにて行うこと。
ホームページアドレスは次のとおり。<http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

11 電子黒板に関する事項

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準」（新潟市 HP）に基づき実施すること。

12 工事における注意事項

- (1) 施工内容及び工程等については、水道施設の重要性を認識し、監督員と事前に十分な協議を行い決定すること。
- (2) 工事施工過程で重大な支障が発見された場合には、直ちに監督員に報告し、指示に従い速やかに対応すること。
- (3) その他工事において必要な事項が生じた場合には、監督員と協議のうえ決定すること。
- (4) 水道施設における作業であることから、受注者は従事者に対し衛生教育を徹底することとし、現場においては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- (5) 浄水場等の池内で作業を実施する者については、水道法第 21 条に基づいた健康診断（保菌検査）を行い、検査成績表を本契約締結後速やかに提出すること。その検査は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。また、健康診断の結果の有効期間は概ね 1 年とし、1 年ごとに該当する従事者の検査結果を提出すること。
- (6) 本工事で発生する有価物処分が可能な金属撤去物は満願寺浄水場の指定された場所へ運搬すること。その他の発生品については適切に処分すること。